

		資料頁
【決定事項】		
1. 我孫子市市民活動推進基金条例の制定について	市民生活部 (市民協働推進課)	P. 2
2. 指定管理者の指定について(我孫子市民プラザ)	市民生活部 (市民協働推進課)	P. 3
3. 指定管理者の指定について(あびこ市民活動ステーション)	市民生活部 (市民協働推進課)	P. 4
4. 我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (高齢者支援課)	P. 5
5. 指定管理者の指定期間の延長について(我孫子市老人福祉センターつつじ荘)	健康福祉部 (高齢者支援課)	P. 8
6. 我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	健康福祉部 (国保年金課)	P. 9
7. 我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について	健康福祉部 (国保年金課)	P. 10
8. 我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	子ども部 (保育課)	P. 11
【報告事項】		
1. 令和6年度指定事務事業の追加指定について	企画総務部 (企画政策課)	付議書頁 P. 15
2. 令和6年第4回我孫子市議会定例会提出予定議案	企画総務部 (行政管理課)	P. 18
3. 我孫子市ひとり親家庭等の支援事業要綱の廃止について	子ども部 (子ども支援課)	P. 23

我孫子市市民活動推進基金条例

(設置)

第1条 市民活動の推進を図るため、我孫子市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市民活動の推進に要する費用の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
我孫子市民プラザ

- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社セイウン
代表者の氏名 代表取締役 黒川 晴予
所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
あびこ市民活動ステーション
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 街活性室株式会社
代表者の氏名 代表取締役 齋 藤 徹
所在地 埼玉県鴻巣市逆川一丁目2番2-502号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>我孫子市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p>	<p><u>我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例</u></p>								
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市高齢者福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>我孫子市老人福祉センター</u>の設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>								
<p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<u>により</u>、<u>同法第20条の7に規定する老人福祉センターとして我孫子市高齢者福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定<u>に基づき</u>、<u>我孫子市老人福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>								
<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>我孫子市高齢者福祉センター</u> <u>つじ荘</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>我孫子市高齢者福祉センター</u> <u>つじ荘</u>	略	<p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>我孫子市老人福祉センター</u> <u>つじ荘</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>我孫子市老人福祉センター</u> <u>つじ荘</u>	略
名称	位置								
<u>我孫子市高齢者福祉センター</u> <u>つじ荘</u>	略								
名称	位置								
<u>我孫子市老人福祉センター</u> <u>つじ荘</u>	略								
<p>（開館時間及び利用時間）</p>	<p>（開館時間及び利用時間）</p>								

第4条 センターの開館時間は、**午前9時30分**から午後4時（浴室にあつては**午後3時30分**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **高齢者**の健康の維持増進のための相談に関すること。
- (2) **高齢者**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**乱す**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興行**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減額し、又は免除する**ことができる。

第4条 センターの開館時間は、**午前10時**から午後4時（浴室にあつては**午後3時**）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) **老人**の健康維持増進のための相談に関すること。
- (2) **老人**の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (3)及び(4) 略

（使用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を**みだす**おそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とする**興業**その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) 略

（使用料）

第9条 使用料は、次に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、**減免する**ことができる。

区分		金額
第7条本文 に規定する 者	60歳以上65 歳未満	1回100円
	65歳以上	無料
	市内又は茨 城県取手市 の居住者	1回100円
第7条ただ し書に規定 する者	上記以外の 者	1回300円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を**減額し**、又は免除することができる。

第7条本文に 規定する者	無料
第7条ただし 書に規定する 者	市内又は茨城県取手 市の居住者 1回100 円 上記以外の者 1回3 00円

2 略

(損害の賠償)

第10条 使用者は、使用に際し建物又は附属設備に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を**減額**又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第1項ただし書及び第10条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

指定管理者の指定期間の延長について

令和3年第4回我孫子市議会定例会において同年12月17日に可決された議案第12号「指定管理者の指定について」における我孫子市老人福祉センターつつじ荘の指定の期間を変更するため、次のとおり議会の議決を求める。

現行の指定の期間「令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間」を令和4年4月1日から令和7年6月30日まで」に変更する。

令和6年 月 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

令和7年4月1日を指定期間の始期とする我孫子市老人福祉センターつつじ荘の指定管理者について、今定例会に上程を予定している我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に係る議案の議決の結果をもって、業務内容を決定し、募集を行うため、新たに指定管理者となる者の準備に要する期間が不足することから、現行の指定期間を3か月延長するものです。

我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例

我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成14年条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の<u>登録</u>)</p> <p>第6条 支援施設を利用しようとする者は、規則<u>で定める</u>ところにより市長の<u>登録</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次<u>の各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を<u>制限する</u>ことができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(登録の取消し等)</u></p> <p>第8条 市長は、<u>第6条の規定による</u>支援施設の利用の<u>登録</u>を受けた者（以下「利用者」という。）が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるときは、<u>当該登録を取り消すこと</u>又は利用の中止を命ずることができる。</p>	<p>(利用の<u>許可</u>)</p> <p>第6条 支援施設を利用しようとする者は、規則<u>に定める</u>ところにより市長の<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用を<u>許可しない</u>ことができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(利用の取消し)</u></p> <p>第8条 市長は、支援施設の利用の<u>許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるときは、<u>利用の許可を取り消し、又は</u>利用の中止を命ずることができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の第6条の規定による許可を受けた者（施行日以後に改正後の第6条の規定による登録を受けた者を除く。）の子育て支援施設の利用については、なお従前の例による。

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の<u>登録</u>)</p> <p>第3条 <u>条例第6条の規定による登録（以下「登録」という。）及び次条の規定による登録事項の変更の届出は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と登録をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(利用の<u>申請及び許可</u>)</p> <p>第3条 <u>支援施設を利用しようとする者は、我孫子市子育て支援施設利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、利用を許可したときは、我孫子市子育て支援施設利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>3 利用カードの有効期限は、支援施設を利用する乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日までと</u></p>

<p>(変更の届出)</p> <p>第4条 <u>条例第6条の規定により登録を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>登録内容</u>に変更が生じたときは、速やかに、<u>その旨を</u>市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>支援施設を利用するときは、利用カードを職員に提示しなければならない。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p>第4条 <u>利用者は、前条第1項の申請書に記載した内容</u>に変更が生じたときは、<u>我孫子市子育て支援施設利用申請事項変更届(様式第3号)</u>により、速やかに市長に届け出なければならない。</p>
---	--

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年度 指定事務事業進行管理表

指定事務事業名： 布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修事業

基本施策名： 3-3 魅力ある学校づくり

担当部課名： 教育総務部 総務課

1. 事業費

	事業費 (千円)	財源内訳 (千円)					過年度繰越分 事業費 (千円)
		国庫支出金	県支出金	地方債	他特定財源	一般財源	
予算額	0	0	0	0	0	0	0
補正後予算額	0	0	0	0	0	0	0
決算額							
次年度へ繰越							

2. 当該年度執行計画 (目的、時期、対象、方法などの内容を明確に記載)

布佐南小学校の屋内運動場は、昭和58年に建設後41年が経過しており、外壁のひび割れや屋根の劣化等により雨漏りが酷くなり頻度も高くなっている状況であるため、外壁及び屋根を全面的に改修します。

電灯設備等についても、照明設備に不具合が発生しているため、LED化するとともに分電盤や配線等の更新も併せて行います。

3. 進行状況の報告

報告基準日： 令和6年11月11日

令和7年4月から令和8年3月にかけて改修工事設計業務を委託により実施するため、現在、12月議会で債務負担行為を設定する準備を進めており、議決後、令和7年1月入札で事業者を決定します。

令和6年度 指定事務事業(62事業)

基本目標	整理番号	指定事務事業名	部課名	基本施策名
1 安全・安心	R6-1	地域防災計画及び災害時業務継続計画の修正	市民生活部 市民安全課	1-1 防災・減災対策の推進
	R6-2	布佐排水区の整備	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R6-3	柴崎排水区の整備(柴崎幹線整備事業)	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R6-4	我孫子4丁目緊急浸水対策	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R6-5	金谷排水機場の改修	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R6-6	(仮称)湖北消防署の整備	消防本部 総務課	1-4 消防力の強化
2 健康福祉	R6-7	がん患者アピアランスケア支援事業	健康福祉部 健康づくり支援課	2-2 健康づくりの推進
	R6-8	小児科診療所開設促進事業	健康福祉部 健康づくり支援課	2-2 健康づくりの推進
	R6-9	広域型特別養護老人ホームの整備・開設補助	健康福祉部 高齢者支援課	2-3 高齢者福祉の推進
	R6-10	老人福祉センターの在り方検討	健康福祉部 高齢者支援課	2-3 高齢者福祉の推進
	R6-11	あらかき園の老朽化対策	健康福祉部 あらかき園	2-4 障害者福祉の推進
3 子ども・教育	R6-12	我孫子駅前妊娠・育児相談窓口の開設	健康福祉部 健康づくり支援課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-13	産後ケア事業の拡充	健康福祉部 健康づくり支援課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-14	1か月児健康診査助成	健康福祉部 健康づくり支援課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-15	子育てへの経済的支援(児童手当拡充、県外医療機関での受給券適用)	子ども部 子ども支援課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-16	子ども総合相談の推進(LINEアプリの活用)	子ども部 子ども相談課	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-17	つくし野保育園の改修	子ども部 保育園	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-18	幼稚園・保育園給食費補助	子ども部 保育園	3-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	R6-19	学校給食費の補助	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-20	学校給食費負担軽減等補助金	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-21	水泳指導の民間活用	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-22	布佐中学校区の在り方検討	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-23	小中学校施設維持管理(湖北台西小、並木小、第二小、我孫子中、布佐中、久寺家中)	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-24	第2次教育ICTの推進	教育総務部 指導課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-25	いじめ防止対策	教育総務部 指導課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-26	校内教育支援センター(校内適応指導教室)の設置	教育総務部 教育相談センター	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-61	湖北小学校屋内運動場再建事業	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R6-62	布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修事業	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	4 産業・観光	R6-27	柴崎地区産業用地整備事業	環境経済部 企業立地推進課
R6-28		農産物直売所アンテナショップ跡地活用	環境経済部 商業観光課	4-5 交流・関係人口の拡大
R6-29		スマートサイクル・自転車観光コンテンツ	環境経済部 商業観光課	4-5 交流・関係人口の拡大
R6-30		手賀沼遊歩道の再整備(護岸工事等)	都市部 公園緑地課	4-5 交流・関係人口の拡大
R6-31		手賀沼・手賀川の活用	企画総務部 企画政策課	4-5 交流・関係人口の拡大

5 都市基盤・公共交通	R6-32	千葉北西連絡道路	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R6-33	柴崎地区・我孫子地区地区計画の策定	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R6-34	常磐線・成田線の利便性向上	企画総務部 企画政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R6-35	我孫子駅ホームドア整備	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R6-36	(仮称)シャトルバスの実証運行 ※3月中旬に正式名称決定	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R6-37	下ヶ戸・中里線外1線の整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R6-38	布佐小学校入口交差点改良事業	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R6-39	並木小学校通学路整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R6-40	公園坂通りの整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R6-41	公園の維持管理(遊具更新、寿古墳公園測量)	都市部 公園緑地課	5-5 利用したくなる公園の整備
	R6-42	久寺家地区の下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R6-43	下ヶ戸西側地区の下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R6-44	湖北駅北口(東側・西側)地区下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	6 環境	R6-45	あびこエコ・プロジェクトの推進	環境経済部 手賀沼課
R6-46		資源化施設の整備	環境経済部 手賀沼課	6-1 地球環境の保全
7 生涯学習・文化・	R6-47	鳥の博物館改修工事	生涯学習部 鳥の博物館	7-1 生涯学習の推進
	R6-48	鳥の博物館展示リニューアル事業	生涯学習部 鳥の博物館	7-1 生涯学習の推進
	R6-49	電子図書館サービスの導入	生涯学習部 図書館	7-1 生涯学習の推進
	R6-50	市民体育館給排水設備等更新工事	生涯学習部 文化・スポーツ課	7-3 スポーツの振興
	R6-51	五本松運動広場の整備	生涯学習部 文化・スポーツ課	7-3 スポーツの振興
8 国際交流・男女	R6-52	DV相談	健康福祉部 社会福祉課	8-1 男女共同参画の推進
	R6-53	平和事業(中学生派遣、リレー講座、戦後80年事業)	企画総務部 企画政策課	8-3 平和社会の推進
横断的な取組(協働・行 財政運営・シヨ ン)	R6-54	近隣センターの老朽化対策	市民生活部 市民協働推進課	市民とともに作る協働によるまちづくりの推進
	R6-55	スマート申請の推進	企画総務部 企画政策課	市民とともに作る協働によるまちづくりの推進
	R6-56	ふるさと納税	財政部 財政課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R6-57	庁舎等の老朽化対策	財政部 資産管理課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R6-58	シティプロモーション(不動産ポータルサイトへの広告掲載、移住PR冊子制作)	企画総務部 秘書広報課	効率的・効果的な行財政運営の推進
体系外	R6-59	市制施行55周年記念事業	企画総務部 秘書広報課、生涯学習部 文化・スポーツ課	
	R6-60	湖北・湖北台行政サービスセンターの移転	市民生活部 市民課	

令和6年第4回市議会定例会提出予定議案

	議 案	議 案 要 旨
議案1	我孫子市市民活動推進基金条例の制定について	市民活動の推進を図るため、我孫子市市民活動推進基金を設置するもの 【市民協働推進課】
議案2	我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	施設の名称を我孫子市高齢者福祉センターつつじ荘に改め、我孫子市西部福祉センターの廃止を考慮して開館時間を延長するとともに、65歳未満の者に係る使用料を有料とするもの 【高齢者支援課】
議案3	我孫子市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	限度額適用認定証等が導入され、所期の目的を達成したことから、我孫子市高額療養費貸付基金を廃止するもの 【国保年金課】
議案4	我孫子市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について	出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が整備され、所期の目的を達成したことから、出産費用を貸し付ける制度を廃止するもの 【国保年金課】
議案5	我孫子市子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援施設の利用者の利便性の向上を図るため、スマートフォンを活用して利用する方式を原則とすることから、その手続を定めるもの 【保育課】
議案6	工事施行協定の締結について	常磐線北柏・我孫子間船戸こ線人道橋修繕工事の施行協定を締結するもの 【道路課】
議案7	指定管理者の指定について	我孫子市民プラザを管理する指定管理者を指定するもの 【市民協働推進課】
議案8	指定管理者の指定について	あびこ市民活動ステーションを管理する指定管理者を指定するもの 【市民協働推進課】
議案9	指定管理者の指定期間の変更について	令和7年4月1日を指定期間の始期とする我孫子市老人福祉センターつつじ荘の指定管理者について、今定例会に上程を予定している我孫子市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に係る議案の議決の結果をもって、業務内容を決定し、募集を行うため、新たに指定管理者となる者の準備に要する期間が不足することから、現行の指定期間を3か月延長するもの 【高齢者支援課】

議案 10	市道路線の認定について	開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの（2路線） 【道路課】		
議案 11	市道路線の変更について	開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、市道路線を変更するもの（1路線） 【道路課】		
議案 12	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するもの 【人事課】		
議案 13	令和6年度我孫子市一般会計補正予算（第7号）	予算現額 48,371,536	補正予算額 250,000	計（千円） 48,621,536 【財政課】
議案 14	令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	予算現額 11,940,577	補正予算額 △2,328	計（千円） 11,938,249 【国保年金課】
議案 15	令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第2号）	予算現額 12,302,837	補正予算額 27,792	計（千円） 12,330,629 【高齢者支援課】
議案 16	令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算現額 2,721,605	補正予算額 113	計（千円） 2,721,718 【国保年金課】
議案 17	令和6年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第2号）	既決予算額	補正予定額	計（千円）
		収益的収入 3,113,350	△3,226	3,110,124
		収益的支出 2,784,947	△3,226	2,781,721
		資本的収入 1,609,339	116	1,609,455
		資本的支出 2,132,418	107	2,132,525
				【下水道課】

議案 18	令和6年度我孫子市水道事業会計補正予算（第2号）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>既決予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>計（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>2,708,437</td> <td>△560</td> <td>2,707,877</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>2,671,358</td> <td>△2,090</td> <td>2,669,268</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>455,442</td> <td>0</td> <td>455,442</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>1,314,038</td> <td>6,584</td> <td>1,320,622</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【経営課】</p>		既決予算額	補正予算額	計（千円）	収益的収入	2,708,437	△560	2,707,877	収益的支出	2,671,358	△2,090	2,669,268	資本的収入	455,442	0	455,442	資本的支出	1,314,038	6,584	1,320,622
	既決予算額	補正予算額	計（千円）																			
収益的収入	2,708,437	△560	2,707,877																			
収益的支出	2,671,358	△2,090	2,669,268																			
資本的収入	455,442	0	455,442																			
資本的支出	1,314,038	6,584	1,320,622																			
報告 1	専決処分の報告及び承認について（令和6年度我孫子市一般会計補正予算（第6号））	<p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費の予算措置について、急を要するため、令和6年度我孫子市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分をしたので、その承認を求めるもの</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>																				
報告 2	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	<p>令和6年9月10日午後3時頃、職員が公用車で我孫子市青山871番地先県道170号から国道6号に入るために賠償相手方の乗用車の後方に停車した後、当該乗用車が前進したことから、当該公用車を前進させたところ、当該乗用車の後部に接触し、後部ドア、バンパー等を損傷させた。</p> <p>(1) 専決処分日 令和6年10月31日 (2) 損害賠償の額 318,681円 (3) 過失割合 市100% 相手方0%</p> <p style="text-align: right;">【高齢者支援課】</p> <p>令和6年9月16日午前11時頃、我孫子市天王台6丁目17番地先市道00-020号線において、街路樹が強風で倒れ、市道に隣接する駐車場に駐車中の賠償相手方の乗用車の屋根を損傷させた。</p> <p>(1) 専決処分日 令和6年10月31日 (2) 損害賠償の額 371,341円 (3) 過失割合 市100% 相手方0%</p> <p style="text-align: right;">【道路課】</p>																				
報告 3	専決処分の報告について（和解）	<p>事件の概要</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社が、我孫子市クリーンセンターの発電設備に対し、誤って出力の抑制をしたことにより、令和6年3月30日午前0時から午後4時35分までの間に当該発電設備において発電した余剰電力の一部を売却することができなかった。</p>																				

		<p>和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力パワーグリッド株式会社 系統運用部 部長 岸 栄一郎 専決処分日 令和6年10月21日 和解条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 我孫子市（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、次の各号に記載する事項を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乙が令和6年3月30日に誤って行った出力の抑制により、我孫子市クリーンセンターにおいて発電した余剰電力の一部を売却することができなくなったこと（以下「本件問題」という。）。 (2) 甲及び乙の作業により、本件問題は解消したこと。 2 乙は、本件問題により生じた損害の賠償金として、金197,534円を甲に対して支払う。 3 乙は、前項に定める額を甲からの請求書受領後30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。 4 甲及び乙は、前項に基づく乙から甲への支払いをもって本件問題に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件問題に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。 5 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本和解条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。 <p style="text-align: right;">【手賀沼課】</p>
報告4	専決処分の報告について（和解）	<p>事件の概要 令和4年10月21日に教育相談センターが講演会で使用した資料において、和解の相手方が著作権を有するイラストを無断で使用し、及び当該資料を我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において2年間にわたって掲載したことに係る損害賠償請求について、令和6年9月27日に当該和解の相手方からの請求書を受領した。</p>

		<p>和解の相手方 市外在住 個人 専決処分日 令和6年11月11日 和解条項</p> <p>第1条 我孫子市（以下「乙」という。）は、和解の相手方（以下「甲」という。）が著作権を有するイラスト1点（計2か所）を乙の教育委員会教育相談センターで作成した「大人が子どもの行動に困ったときは」というレジュメ及び我孫子市立湖北台東小学校のホームページ上において、無断使用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表す。</p> <p>第2条 乙は、本件の解決金として、金220,000円を甲に対して支払う。</p> <p>第3条 乙は、前条に定める額を甲との合意から30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。</p> <p>第4条 乙は、乙が無断使用していたイラストについて、第1条に規定するレジュメ及びホームページから削除したことを確約する。</p> <p>第5条 乙は、甲に対して、今後、甲が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。</p> <p>第6条 甲及び乙は、第3条に基づく乙から甲への支払いをもって本件に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p style="text-align: right;">【教育相談センター】</p>
報告5	教育委員会の点検・評価報告書の提出について	<p>令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により報告するもの</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会総務課】</p>

我孫子市ひとり親家庭等の支援事業要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年10月17日

我孫子市長 星 野 順一郎

我孫子市告示第271号

我孫子市ひとり親家庭等の支援事業要綱を廃止する告示

我孫子市ひとり親家庭等の支援事業要綱（平成17年告示第78号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。